

# 2019年度通常総会

## 【第7回総会】

日時

2019年7月14日(日)13:00～

会場

京都府鍼灸マッサージ師会館

〒602-8155 京都市上京区千本通り二条下がる

東入主税町1031-3

特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット

2019年度  
特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット通常総会【第7回】

《総会次第》

1. 開会の言葉

理事 浜野浩一

2. 理事長あいさつ

理事長 日比泰広

3. 議長選出

議長 日比泰広

4. 出席者数確認

        会員                24名

        本人出席者        6名

        委任状              9名

5. 議事録署名人選出

議事録署名人        嶺聡一郎

6. 議案審議

・第1号議案 2018年度事業報告

・第2号議案 2018年度決算

・第3号議案 2019年度事業計画

・第4号議案 2019年度予算

・第5号議案 その他

7. 議長解任

8. 閉会の言葉

理事 嶺聡一郎

## 2018年度事業報告

当法人は、2018年7月1日～2019年6月30日の期間、定款第3条の目的(この法人は、鍼灸師が鍼灸業務を通じて地域社会に貢献することを目的とし、また、その情報交換と、相互支援、資質向上に寄与することを目的とする)を達成するため、同第5条に示す事業を下記の通り行った。

### 1. 鍼灸による地域支援を向上するための事業

#### ① 福島県小児はり普及、仮設団地活動

##### 【親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修】

内容:福島県本宮市の「さくらんぼ広場」にて、NPO 法人「いどばた会」と連携して小児はりによる子どものストレスケアと小児はりの普及を目的としたサロン活動を行っている。2018年3月末までは当 NPO の事業として行っていたが、以降は主催を「小児中医勉強会」に移譲、当 NPO は協力として3か月に1回の割合で参加している。

協力団体: NPO 法人「いどばた会」、小児中医勉強会(A&M)

担当責任者: 浜野浩一

##### 【仮設住宅における鍼灸マッサージ傾聴サロン】

内容: 2012年11月より、福島県内の仮設住宅や復興支援住宅にて「鍼灸マッサージ傾聴サロン」を継続中。鍼灸やマッサージ活動の隣スペースで、曹洞宗の青年僧侶による傾聴などのサロンが行われ、高齢者の居場所作りや見守り活動となっている。現在は3か月に1回の割合で協力団体と協同開催している。

協力団体: 曹洞宗東日本大震災復興支援室福島分室

担当責任者: 浜野浩一

##### 【県外避難からの福島帰還者を訪問、傾聴活動】

内容: 京都府に避難後、福島県に帰省した方々を、避難中に「鍼灸マッサージ傾聴サロン」のスタッフが訪問し、見守りを行う活動。昨年度に続き2回目の活動を2018年11月に開催。避難先からの見守り活動としている。

協力団体: 京都府精神福祉協会

曹洞宗東日本大震災復興支援室福島分室、他

担当責任者: 日比泰広

##### 【「ふくしまっ子リフレッシュ in 世田谷」にて小児はり活動】

内容: 福島県の児童に対する保養プログラムにて、「親子鍼灸マッサージサロン活動」を行った。川俣町の「コミュニティちゃばたけ」で2012年～2017年に活動してきた活動などから子どもの小児はりや保護者への鍼灸マッサージを同会場で行うことで様々なケアができる。

協力団体: 福島の子もたちとともに・世田谷の会

担当責任者: 浜野浩一

## ② 京都府避難者支援活動

### 【鍼灸マッサージサロン京都市山科団地活動】

内容:2015年5月より京都市山科団地に入居されている東日本大震災の避難者を対象。

2019年3月まで当 NPO の活動としてとした鍼灸サロンを月1回開催してきた。

協力団体:NPO 法人和、京都府精神福祉協会、

京都府避難者支援プラットフォーム会議参加団体、その他、

担当責任者:森岡正和

### 【鍼灸マッサージサロン国家公務員宿舎桃山東合同宿舎活動】

内容:平成29年5月より、桃山東郷同宿舎に居住されている東日本大震災の避難者を対象とした鍼灸マッサージサロンを開催。国の避難者に対する住宅支援終了に伴い、今後の生活についての相談会と合わせてマッサージや鍼灸の施術を行い、傾聴のサポートを行った。桃山東合同宿舎の閉鎖により2019年3月の活動を持って終了した。

協力団体:NPO 法人和、京都府精神福祉協会、京都府避難者支援プラットフォーム会議参加団体、他

活動責任者:吉舎定良

### 【鍼灸マッサージサロンキッチン Nagomi 活動】

内容:閉鎖される桃山東郷同宿舎や、その他の地域に住まう避難者を対象とした鍼灸マッサージサロン。美容鍼やケアワーカーのサポートをいただきながら継続してきたが、ニーズが無く2018年12月の活動を持って終了した。

協力団体:NPO 法人和、京都府精神福祉協会、

京都府避難者支援プラットフォーム会議参加団体、その他、

担当責任者:土肥慶太

### 【京都府における東日本大震災避難者を対象としたイベント参加】

内容:京都府避難者支援プラットフォーム主催の「東日本⇄京都 相談会・交流会」にて、平成25年より鍼灸マッサージブースを出展している。段々と参加する避難者の人数は減少してきているが、当ブースは毎年人気がある。また、これまで東日本大震災の避難者が居住してこられた国家公務員宿舎桃山東合同団地には、2019年3月に閉鎖されるため、元住民の方々も含めた「お別れ会」が開催され、当 NPO も集会所にて鍼灸マッサージ活動を行った。

協働団体:京都府避難者支援プラットフォーム、NPO 法人和、他

担当責任者:森岡正和

## ③「平成30年7月豪雨」福知山市支援活動

内容:「平成30年7月豪雨」で被災した京都府福知山市における災害鍼灸活動。京都府北部では多くの市町が被災し、避難者の状況などの情報収集も把握が困難であったため、一般支援者等を対象とした支援活動の調整業務(コーディネート)を当 NPO が担当した。実際の活動は、(公社)京都府鍼灸マッサージ師会、(公社)京都府鍼灸師会の会員の方々によって行われた。

協力団体:京都府府民力推進課、災害時 NPO 等連携ネットワーク、  
福知山市社会福祉協会、他

担当責任者:日比泰広

#### ④「平成30年7月豪雨」岡山県支援活動

内容:「平成30年7月豪雨」で甚大な被害に遭った倉敷市と総社市にて7月19日より避難所を中心に災害鍼灸マッサージ活動を行った。発災当初はNPO法人キャンナスとの連携により、「菌小学校避難所」を中心に活動。避難所閉鎖後は社協や支援団体と連携して仮設住宅サロン活動や復興イベントに参加。コミュニティ支援や支援者連携として現在も活動中。

協力団体:岡山県社会福祉協議会、倉敷真備災害ボランティアセンター、おかやまNPOセンター、他  
担当責任者:飯塚美紀代

### 2. 鍼灸師の学術向上を目的とする事業

#### 【鍼灸師・アマ指師のための対人援助論に基づく傾聴研修】

内容:災害支援の現場だけでなく、日常の臨床における援助としての被災者や患者のスピリチュアルケア・傾聴について学ぶ。

協力団体:NPO 法人対人援助・スピリチュアルケア研究会、NPO 法人和  
担当責任者:日比泰広

### 3. 地域社会のために鍼灸と他業種の連携を促進する事業

#### ① 京都府災害鍼灸マッサージコーディネート研修

2016年12月に京都府の鍼灸団体合同による災害時の支援活動の1本化が話し合われた。災害対策本部設営準備や災害研修を合同で行うとの合意があり、当 NPO がそのディレクションに携わっている。2017年1月より災害対策と研修を開始し、2018度は滋賀県の鍼灸団体と合同にて演習形研修を開催した。

協力団体:京都府健康福祉部医療課、(公社)京都府鍼灸マッサージ師会、(公社)京都府鍼灸師会、  
(公社)京都府視覚障害者協会、NPO 法人災害医療 ACT 研究所、京都府 JRAT、他  
担当責任者:日比泰広

#### ② 滋賀県災害鍼灸マッサージ研修

2017年12月に滋賀県と(一社)滋賀県鍼灸マッサージ師会、(一社)滋賀県鍼灸師会が災害協定を締結した。都道府県と業団の災害協定は全国初であり、災害に関する研修を両団体が合同で行っている。当 NPO ではこの災害協定に基づいた活動が潤滑に行われるための研修ディレクションを担当している。

2018年度は県災害医療担当者より、地域の災害医療制度や救急搬送などについての説明、高槻赤十字病院医師の岡本文雄医師による「エコノミークラス症候群」を始めとする災害時の健康被害についての講義を行った。また、京都府の業団と合同での災害コーディネート演習や、滋賀県視覚障害者センターや彦根市との連携による福祉避難所設営訓練に参加している。

協力団体:滋賀県健康医療福祉部医療政策課、彦根市、(一社)滋賀県鍼灸マッサージ師会、  
(一社)滋賀県鍼灸師会、 滋賀県視覚障害者センター、NPO 法人災害医療 ACT 研究所、他  
担当責任者:日比泰広

③ 兵庫県鍼灸師会災害研修

兵庫県鍼灸師会の依頼により、災害時の鍼灸による支援活動とBCPについての講義を行った。

担当責任者:日比泰広

④ その他の研修

【災害医療コーディネーター研修受講】

当 NPO の災害活動においてスーパーバイズをいただいている「NPO 法人災害医療 ACT 研究所」が主催する「災害医療コーディネート研修オープンコース」と「避難所を極めるコース」を受講し、災害時の連携や調整業務について学んでいる。

参加者:浜野浩一、木村展育、藤沼敦子

【BCP 研修受講】

災害時 NPO 等連携ネットワークの主催する「組織運営としての BCP(事業継続計画)」の研修に参加した。今後は鍼灸業団が災害時に確実に機能し、支援活動できるための組織作りや災害に強い鍼灸院経営に役立てていく予定。

参加者:日比泰広

【これまでの復興支援活動の検証とこれからの地域支援を考える】

曹洞宗東日本大震災復興支援室福島分室の主催によるこれまでの支援活動の検証と今後の地域支援のあり方についての研修会が福島市にて行われた。

参加者:浜野浩一

⑤ 関連組織との連携事業

【災害時 NPO 等連携ネットワーク幹事会】

通称「災害 NPO ネット」の幹事として、2か月に1回開催される幹事会に参加し、災害時の行政や福祉系 NPO の連携について協議をしている。第3回大会では、鍼灸マッサージの体験ブースを設営し、府内の福祉関係者等に鍼灸やマッサージによる支援活動を知る機会とした。

参加者:森岡正和、吉舎定良、京都府鍼灸師会、京都府鍼灸マッサージ師会の会員諸師

【京都府避難者支援プラットフォーム会議】

月1回開催される避難者支援会議にはなるべく参加し、現在の福島県についての情報入手や避難者の支援についての連携について話し合った。

担当者:日比泰広

【京都府 JRAT との協力と連絡】

2019年2月に発足した京都府 JRAT との連携を深めるため、設立記念式典参加や当 NPO の開催する研修を案内、普段から顔の見える関係作りを行っている。

担当者: 日比泰広

#### 4. 地域支援をする鍼灸師への情報発信と交流のための事業

##### ① ホームページ管理

当 NPO のホームページは「Office 藍」に委託している。鍼灸師・あま指師の地域支援が見えるよう、こちらの要望などを伝えながら運営してもらっている。

担当者: 藤沼敦子

##### ② 会員用メールマガジン

隔月(奇数月)に会員用メールマガジンを発行している。ホームページと連携して当 NPO の活動をはじめ、地域支援の情報を会員同士が共有することを目的とする。また関係機関の方の話しなどを記事にしてきた。メルマガ企画「となりの鍼灸院」では、会員個人や施術所、鍼灸のスタイルなどを紹介している。

担当責任者: 藤沼敦子

##### ③ 災害時情報共有ツール・災害時電子カルテ作成

災害時に情報を共有するシステムとして、災害医療チームとの連携、避難所の情報、支援活動の視覚化するためのツールを作成している。

担当責任者: 嶺聡一郎

#### 5. その他目的を達成するために必要な事業

##### ① 本部事務

滋賀県本部において、上記の各活動が円滑に遂行されることを目的とした当 NPO の会計業務、連絡、調整等の実務を行っている。

事務アルバイト: 森田智子、他

##### ② 理事会

平成30年度は理事会を7月20日、3月10日の2回開催した。

##### ③ 助成金申請と報告

当 NPO の事業に対して、平成30年度は下記の助成金が採用された。

【赤い羽根中央共同募金ボラサポ「平成30年7月西日本豪雨」】

第1期(短期)、第2期(中長期)、第3期(中長期)に採用された。

【(公財)ベネッセこども基金】

「平成30年7月豪雨」避難所における小児はり活動が採用された。

【赤い羽根滋賀県共同募金会「私の町を良くするしくみ」】

滋賀県災害鍼灸活動のための対策事業にて採用された。

【連合京都「愛のキャンパ」地域助成】

京都府災害鍼灸マッサージコーディネーター研修活動が採用された。

**【京都府地域再生プロジェクト交付金】**

京都府における災害時の鍼灸マッサージ活動について採用された。

**【京都府地域再生プロジェクト交付金大雨被害被災利支援枠】**

「平成30年7月豪雨」における福知山市での鍼灸マッサージによる支援者支援活動について採用された。



福島県小児はり普及、仮設団地活動

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
6月 9日	福島県母子支援(29年度事業)	親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修	本宮市	さくらんぼひろば
6月 10日	福島県被災者支援(〃)	鍼灸マッサージ傾聴サロン	相馬郡	新地町被災高齢者共同住宅
7月 4日	広域避難者への支援	東京電力福島第1原子力発電所視察	二葉町	東電福島第1原発
9月 2日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修	本宮市	さくらんぼひろば
9月 3日	福島県被災者支援	鍼灸マッサージ傾聴サロン	相馬郡	新地町がんご屋団地
10月 21日	鍼灸支援活動事業	災害対策研修講師	郡山市	快生堂
11月 29日	帰還者支援	県外避難からの福島県帰還者を訪問、傾聴活動	いわき市	白戸様宅、他
11月 30日	帰還者支援	県外避難からの福島県帰還者を訪問、傾聴活動	南相馬市、他	上町公営団地、イノカフェ、他
12月 9日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修	本宮市	さくらんぼひろば
12月 10日	福島県被災者支援	鍼灸マッサージ傾聴サロン	相馬郡	新地町がんご屋団地
3月 3日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修	本宮市	さくらんぼひろば
3月 4日	福島県被災者支援	鍼灸マッサージ傾聴サロン	二本松市	石倉団地
3月 27日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン	東京都	大蔵第二運動場
3月 28日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン	東京都	大蔵第二運動場
6月 9日	福島県母子支援	親子鍼灸マッサージサロン+小児はり臨床研修	本宮市	さくらんぼひろば
6月 10日	福島県被災者支援	鍼灸マッサージ傾聴サロン	相馬郡	新地町被災高齢者共同住宅
6月 13日	災害対策研修事業	これまでの復興支援活動の検証とこれからの地域支援を考える	福島市	佐平ビル9階会議室

京都府避難者支援活動

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 7日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
7月 21日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
7月 24日	避難者支援団体連絡会議	京都府避難者支援プラットフォーム会議	京都市	府庁NPOパートナーシップセンター
7月 26日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
8月 4日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
8月 4日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
8月 22日	避難者支援団体連絡会議	京都府避難者支援プラットフォーム会議	京都市	府庁NPOパートナーシップセンター
8月 25日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
9月 1日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
9月 8日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
9月 15日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
10月 6日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
10月 20日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
10月 24日	避難者支援団体連絡会議	京都府避難者支援プラットフォーム会議	京都市	府庁NPOパートナーシップセンター
11月 17日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
11月 17日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
12月 1日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
12月 15日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所

12月	15日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	キッチンNagomi
1月	6日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
1月	19日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
2月	3日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
2月	16日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
3月	3日	広域避難者への支援	鍼灸サロン活動	京都市	京都市営山科団地集会所
3月	16日	広域避難者への支援	東日本⇄京都 相談会・交流会	京都市	西本願寺問法会館
3月	23日	広域避難者への支援	鍼灸マッサージサロン	京都市	国家公務員桃山東団地集会所
3月	31日	広域避難者への支援、他	桃山団地お別れ会	京都市	国家公務員桃山東団地集会所

「平成30年7月西日本豪雨」京都府支援活動

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 8日	安否確認	京都府鍼灸マッサージ師会、鍼灸師会に安否確認	滋賀県	本部
7月 8日	安否確認/情報収集	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 9日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 10日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 11日	カウンターパート会議	災害NPOネット幹事会	京都市	京都府庁
7月 12日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 13日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 14日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 15日	支援者支援活動	京都府災害鍼灸マッサージ活動	福知山市	福知山市三段池格技場
7月 16日	支援者支援活動	京都府災害鍼灸マッサージ活動	福知山市	福知山市三段池格技場
7月 18日	支援者支援活動	京都府災害鍼灸マッサージ活動	福知山市	福知山市三段池格技場
7月 19日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 20日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 22日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 25日	被災地状況確認	災害支援活動コーディネート	亀岡市・福知山市	危機管理課、社協
7月 25日	活動調整	災害収束による活動終息宣言	京都市	京都府鍼灸マッサージ師会館
8月 19日	反省会	西日本豪雨京都府活動の反省会	京都市	京都府鍼灸マッサージ師会館

「平成30年7月西日本豪雨」岡山県支援活動

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 10日	安否確認/情報収集	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 13日	安否確認/情報収集	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 16日	情報収集/活動調整/活動助言	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
7月 17日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
7月 19日	先遣活動	鍼灸マッサージ活動	倉敷市	蘭小学校避難所
7月 20日	先遣活動/救護班登録	KuraDORO(倉敷災害保健医療連絡会議)登録	倉敷市	備前保健所
7月 22日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市	蘭小学校避難所、他
7月 24日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市	蘭小学校避難所、他

7月	24日	救護班登録	備中保健所災害医療調整班に登録	滋賀県	本部
7月	25日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市	藪小学校避難所、他
7月	26日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
7月	27日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
7月	29日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市	藪小学校避難所、他
8月	1日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
8月	3日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市	藪小学校避難所、他
~	8日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市	藪小学校避難所、他
8月	10日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
8月	12日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
8月	19日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
8月	21日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動(小児はり活動)	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
8月	29日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
8月	31日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	岡山市	岡山支部
9月	6日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
9月	19日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
10月	5日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
10月	17日	避難者支援活動	岡山県災害鍼灸マッサージ活動	倉敷市・総社市	藪小学校避難所、昭和公民館、他
10月	28日	支援者会議	ほっと岡山「中長期支援者研修・会議」	倉敷市	ウィズアップくらしき
11月	6日	情報収集/見守り活動	仮設住宅訪問活動 見守りと傾聴	総社市	昭和地区仮設住宅
11月	14日	情報収集/見守り活動	仮設住宅訪問活動 見守りと傾聴	総社市	昭和地区仮設住宅
11月	21日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市・総社市	昭和地区仮設住宅、他
11月	28日	情報収集/見守り活動	仮設住宅訪問活動 見守りと傾聴	倉敷市・総社市	昭和地区仮設住宅、他
12月	1日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
12月	5日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	滋賀県	本部
12月	12日	情報収集/活動調整	災害支援活動コーディネート	倉敷市・総社市	災害ボランティアセンター、他
12月	23日	支援者研修	災害鍼灸師のための傾聴研修	京都市	キッチンNagomi2F
1月	8日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
1月	10日	支援者会議	災害ネットワーク@おかやま会議	岡山市	岡山県総合福祉会館
1月	11日	支援者会議	「災害についての地域協働フォーラム」	岡山市	岡山国際交流センター
1月	15日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
1月	26日	支援者研修	ほっと岡山「かぞく防災講座」	岡山市	さんかく岡山
1月	29日	被災者支援活動	いのりんジャパン 清掃ボランティア参加	倉敷市	真備町
1月	29日	支援者支援会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
2月	5日	支援者会議	ほっと岡山「食を通じた居場所づくりと支援のあり方」	岡山市	岡輝公民館
2月	5日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
2月	7日	支援者研修	岡山県災害救援専門ボランティア研修会	井原市	矢掛町農村環境改善センター
2月	7日	支援者会議	災害支援ネットワーク@おかやま会議	岡山市	岡山県総合福祉会館
2月	14日	被災者支援活動	いのりんジャパン 清掃ボランティア参加	倉敷市	真備町
2月	14日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
2月	16日	支援者会議	「まび新春まつり」スタッフ会議	倉敷市	災害ボランティアセンター、まきび公園

2月 17日	被災者支援活動	「まび新春まつり」	倉敷市	まきび公園
2月 24日	支援者研修	岡山県災害就園専門ボランティア研修会	岡山市	きらめきプラザ
2月 25日	被災者支援活動	こころのケアサロン	倉敷市	真備箭田分館
2月 25日	支援者登録	災害ボランティアセンター倉敷訪問 登録	倉敷市	災害ボランティアセンター
2月 28日	被災者支援活動	仮設住民への支援物資の搬送、他	倉敷市	災害ボランティアセンター、他
2月 28日	支援活動会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
3月 14日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	災害ボランティアセンター
3月 26日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	市場仮設集会所
3月 31日	支援活動会議	現地コーディネーター会議	岡山市	岡山支部
4月 4日	支援者会議	災害ネットワーク@おかやま会議	岡山市	ゆうあいセンター
4月 16日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	市場仮設集会所
4月 16日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	カフェポプリ
4月 17日	支援活動会議	今後の支援についての現地視察と会議	倉敷市	真備町、他、被災地区
4月 21日	支援者会議	ボランティア歓送迎会	倉敷市	まびシェア
4月 25日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	まびシェア
5月 2日	被災者支援活動	「心と体が元気になる体験	井原市	矢掛地区仮設住宅
5月 7日	支援者会議	まびシェア 開所式	倉敷市	まびシェア
5月 8日	移住者支援	「おいでんせえ岡山」訪問	岡山市	おいでんせえ岡山事務所
5月 9日	支援者会議	災害支援ネットワーク@おかやま会議	岡山市	ゆうあいセンター
5月 21日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	真備市場仮設集会所
5月 23日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	カフェポプリ
5月 23日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	箭田地区市営住宅内
5月 26日	支援者会議	岡山県鍼灸師会	岡山市	飲食店にて
5月 28日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	真備呉妹地区 デイサービス米寿
5月 30日	支援者会議	災害支援ネットワーク@くらしき会議	倉敷市	まびシェア
6月 6日	支援者会議	災害支援ネットワーク@おかやま会議	岡山市	ゆうあいセンター
6月 7日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	正蓮寺
6月 13日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市、他	個人宅、他
6月 16日	被災者支援活動	復興イベント	倉敷市	ののくさカフェTea茶
6月 18日	被災者支援活動	集会所サロン「輪っかの会」参加	倉敷市	市場仮設団地集会所
6月 18日	被災者支援活動	写真洗浄@あらいぐま作業 手伝い	倉敷市	
6月 25日	被災者支援活動	「呉妹」を元気にする会	倉敷市	デイサービスセンター米寿
6月 27日	被災者支援活動	鍼灸サロン活動	倉敷市	個人宅、他
6月 8日	被災者支援活動	「コープほっとカフェ」鍼灸サロン活動	総社市	コープ総社東店

災害対策・研修事業

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月 20日	災害対策研修事業	滋賀県鍼灸マッサージ師会と研修打合せ	大津市	滋賀県鍼灸マッサージ師会館
8月 5日	災害対策事業参加	災害NPOネット 第3回大会ブース出店	福知山市	市民交流プラザふくちやま
9月 17日	災害研修アシスト	京都府JMAT災害医療コーディネート研修	京都市	京都府医師会館
9月 29日	災害研修受講	災害NPOネット BCP研修	京都市	京都キャンパスプラザ

9月	30日	災害対策研修事業	滋賀県災害鍼灸研修打合せ	京都市	京都キャンパスプラザ
9月	30日	マニュアル会議	京都府災害対策マニュアル作成の打合せ	京都市	グランビア京都
10月	28日	災害対策研修事業	滋賀県災害鍼灸研修	大津市	滋賀県鍼灸マッサージ師会館
12月	2日	災害対策研修事業	傾聴研修打合せ	京都市	飲食店にて
12月	5日	災害対策研修事業	研修打合せ	東大阪市	東大阪市役所
12月	6日	災害研修受講	きょうとNPOセンター 研修会	京都市	きょうとNPOパートナーシップセンター
12月	9日	災害対策研修事業	災害鍼灸活動研修・BCP対策	神戸市	兵庫県鍼灸師会館
12月	16日	災害研修受講	大阪JRAT研修会	高槻市	愛仁会リハビリ病院
12月	23日	災害対策研修事業	対人援助・スピリチュアルケア傾聴研修	京都市	キッチンNagomi2F
1月	10日	災害研修アシスト	福井県災害医療コーディネート研修	敦賀市	綾南振興局二州健康福祉センター
1月	10日	災害対策研修事業	滋賀県・京都府災害鍼灸マッサージコーディネート研修打合せ	敦賀市	綾南振興局二州健康福祉センター
2月	2日	災害研修受講	災害NPOネット 平成30年西日本豪雨活動報告会	京都市	ひと・まち交流館 京都
2月	4日	災害対策研修事業	傾聴研修「災害支援の場における傾聴の意味について」	京都市	西本願寺問法会館
2月	20日	災害対策研修事業	滋賀県・京都府災害鍼灸マッサージコーディネート研修打合せ	東大阪市	東大阪市保健センター
2月	24日	災害対策研修事業	滋賀県・京都府災害鍼灸マッサージコーディネート研修	京都市	京都社会福祉会館
2月	27日	災害対策研修事業	福祉避難所設営訓練についての打合せ	彦根市	滋賀県視覚障害者センター
3月	3日	災害対策研修事業	福祉避難所設営訓練についての打合せ	彦根市	滋賀県視覚障害者センター
3月	9日	災害研修アシスト	災害医療コーディネーター研修オープンコース	東京都	赤十字医療センター
3月	10日	〃	〃	京都市	赤十字医療センター
3月	17日	災害対策研修事業	彦根市福祉避難所設営訓練参加	彦根市	滋賀県視覚障害者センター
3月	23日	災害研修受講	災害医療研修「避難所を極める」	横浜市	TKP横浜駅カンファレンスセンター
5月	3日	災害鍼灸活動スーパーバイズ	災害医療ACT研究所講師よりスーパーバイズ	長岡市	社会福祉法人 京都ライトハウス
5月	20日	災害鍼灸活動スーパーバイズ	災害医療ACT研究所講師よりスーパーバイズ	京都市	京都第1赤十字病院

本部管理事業

日時	対象事業	活動名	活動地域	会場
7月	11日	助成金申請	京都府地域力再生プロジェクト災害部門	京都市 京都府庁
7月	11日	カウンターパート会議	災害NPOネット幹事会	京都市 きょうとNPOセンター
7月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.5 発行	滋賀県 本部
7月	21日	総会	第6回通常総会	東京都 東京グランドホテル
7月	24日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信 臨時号 福知山支援終了の案内	滋賀県 本部
7月	24日	カウンターパート会議	災害NPOネット幹事会	京都市 京都NPOセンター
7月	30日	助成事業報告会	JR西日本あんしん社会財団助成金報告会	大阪市 大阪グランヴィアホテル
8月	15日	カウンターパート会議	災害NPOネット幹事会	京都市 きょうとNPOセンター
9月	19日	助成金申請	赤い羽根滋賀県共同募金会ヒアリング	滋賀県 本部
9月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.6 発行	滋賀県 本部
10月	4日	助成金説明会	大阪コミュニティ財団助成金説明会参加	大阪市 大阪焼香会議所
10月	10日	寄付金・助成金研修	京都府民力推進課主催寄付金・助成金セミナー	京都市 府庁NPOパートナーシップセンター
10月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.7 発行	滋賀県 本部
10月	26日	助成事業報告会	連合「愛のカンパ」助成事業報告	京都市 ラポール京都
11月	21日	助成団体ヒアリング	ベネッセこども基金よりヒアリング	滋賀県 本部

1月	13日	祝賀会	京都府鍼灸師会創立70周年記念式典参加	京都市	ウエスティン都ホテル
1月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.8 発行	滋賀県	本部
3月	10日	理事会	今年度事業の振り返りと来年度事業	東京都	アウトバックステーキハウス
3月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.9 発行	滋賀県	本部
3月	25日	助成事業授賞式	JR西日本あんしん社会財団助成事業授賞式	大阪市	大阪グランヴィアホテル
3月	27日	助成金申請	連合「愛のキャンパ」助成金申請	京都市	連合京都事務所
4月	28日	助成団体事業参加	メーデー参加	京都市	梅小路公園
5月	20日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信No.10 発行	滋賀県	本部
5月	22日	IT関係	サイボウズ導入説明	大阪市	サイボウズ大阪Office
6月	12日	会員用メールマガジン発行	はりネット通信 臨時号 総会案内	滋賀県	本部
6月	26日	助成金申請	京都府交響プロジェクト交付金	京都市	京都府庁

## 活動計算書

2018年 7月 1日 ～ 2019年 6月 30日 まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	74,000	
賛助会員受取会費	5,000	
		79,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,690,031	
		1,690,031
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	3,565,614	
		3,565,614
4. 事業収益		
研修事業収益	10,000	
鍼灸事業収益(京都)	10,500	
鍼灸事業(委託事業)	200,000	
		220,500
5. その他収益		
受取利息	23	
雑収入	34,000	
		34,023
経常収益計		5,589,168
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	223,994	
研修費	254,881	
会議費	81,698	
諸謝金	411,000	
旅費交通費	2,697,211	
消耗品費	737,262	
荷造運賃	37,293	
通信費	85,067	
広告宣伝費(委託業務含む)	416,000	
租税公課	200	
諸会費	5,353	
雑費	166,593	
その他経費計	5,116,552	
事業費計		5,116,552
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	243,800	
人件費計	243,800	
(2) その他経費		
その他経費計	0	
管理費計		243,800
経常費用計		5,360,352
当期正味財産増減額		228,816
前期繰越正味財産額		154,733
次期繰越正味財産額		383,549

法人名： NPO法人鍼灸地域支援ネット

## 貸借対照表

2019年 6月 30日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	3,383,549		
流動資産合計		3,383,549	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			3,383,549
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
仮受金	3,000,000		
流動負債合計		3,000,000	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,000,000
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		154,733	
当期正味財産増減額		228,816	
正味財産合計			383,549
負債及び正味財産合計			3,383,549



法人名： NPO法人鍼灸地域支援ネット

## 財産目録

2019年 6月 30日現在

(単位:円)

科目・摘要	金額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	9,084		
湖東信用	1,564,535		
ゆうちょ銀行(募金用)	472,054		
ゆうちょ銀行	435,867		
県信用組合	501,006		
近畿労働金庫	401,003		
流動資産合計		3,383,549	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			3,383,549
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
仮受金(理事長)	3,000,000		
流動負債合計		3,000,000	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			3,000,000
正味財産			383,549

## 監査報告書

平成30年7月9日

特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネット  
理事長 日比 泰広 様

監事 中村 憲司



私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットの平成29年度(平成29年4月1日から平成30年6月30日まで)の事業報告書及び計算書類(財産目録、貸借対照表及び活動計算書)について監査を行った。

私は、財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットの平成30年6月30日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上

## 2019年度事業計画

2019年7月1日から2020年6月30日まで

### 1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前年度より継続している事業がさらに充実したものになるよう外への訴求に注力する。

### 2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	A)当該事業の実施予定日時 B)当該事業の実施予定場所 C)従事者の予定のべ人数	D)受益対象者の範囲 E)予定のべ人数	事業費の予算額
①鍼灸師による地域支援を向上するための事業	「平成30年7月豪雨」被災者に対する鍼灸・マッサージを通じたコミュニティ支援活動	A)月4回程度開催 B)倉敷市・総社市の仮設住宅、及び交流イベント、等 C)のべ50名の鍼灸師	D)仮設住宅(みなし含む)住民、支援者、他 E)のべ300人	1,400,000 円
①鍼灸師による地域支援を向上するための事業	福島県から都内に保養訪問する児童(就学前含む)とその保護者に対する鍼灸マッサージサロン活動	A)年2回 B)東京都内 C)のべ10名	D)福島県に住む児童と保護者 E)のべ50人	50,000 円
②鍼灸師の学術向上を目的とする事業	小児はり学術研修会	A)年度内に1回以上開催 B)東京都 C)3名	D)鍼灸師 E)20人	50,000 円
②鍼灸師の学術向上を目的とする事業	鍼灸師・アマ指師のための対人援助・傾聴研修	A)年度内に1回以上開催 B)東京都もしくは京都府 C)3人	D)鍼灸師 E)20人	70,000 円
②鍼灸師の学術向上を目的とする事業	鍼灸技術向上のための研修事業	A)年度内に1回以上開催 B)東京都もしくは京都府 C)3人	D)鍼灸師 E)20人	70,000 円
③地域社会のために鍼灸と他業種の連携を促進する事業	①京都府災害鍼灸マッサージコーディネーター研修 ②滋賀県災害鍼灸マッサージ研修 ③その他の研修	A)①12月、2月 ②12月、2月、3月 ③随時 B)①京都府の鍼灸業団 ②滋賀県の鍼灸業団 ③上記以外の業団・個人 C)①3人②3人③3人	D)①京都府民 ②滋賀県民 ③上記以外 E)不詳	500,000 円
③地域社会のために鍼灸と他業種の連携を促進する事業	災害情報共有のためのITツール作成	A)随時 B)滋賀県本部、他 C)5人	D)災害支援に従事する支援者 E)不詳	700,000 円
④地域支援をする鍼灸師への情報発信と交流のための事業	①ホームページ管理 ②メルマガ発行 ③ノベルティ制作	A)①随時②隔月(奇数月) B)本部事務所、他 C)10名	D)会員・賛助者、他 E)不詳	70,000 円
⑤その他目的を達成するために必要な事業	①本部事務、助成金実務(申請・報告・精算)等 ②理事会	A)①月5日程度 ②年3回程度 B)①本部にて ②東京、京都、ビデオ等 C)①12人、②理事	D)不詳 E)不詳	450,020 円

事業予算額 合計3,360,020円

2019年度 正味財産増減予算(案)

項 目	2019年度予算(A)	平成30年度予算(B)	平成30年度決算	予算増減額(A-B)	備考
<b>I 経常収益</b>					
<b>受取会費</b>	90,000	120,000	79,000	△ 30,000	
正会員受取会費	90,000	120,000	79,000		
賛助会員受取会費					
<b>受取寄付金</b>	100,000	100,000	1,690,031	0	
受取寄付金	100,000	100,000	1,690,031		
<b>受取助成金等</b>	3,050,000	2,180,000	3,565,614	870,000	
受取民間助成金	3,050,000	2,180,000	3,565,614		
業務委託					
<b>事業収益</b>	120,000	420,000	220,500	△ 300,000	
研修事業収益	120,000	200,000	10,000		
鍼灸事業収益		(京都) 100,000	(京都) 10,500		
		(福島) 20,000			
鍼灸事業収益		100,000	(委託業務) 200,000		
<b>その他収益</b>	20	100	34,023	△ 80	
受取利息	20	100	23		
雑収益			34,000		
<b>経常収益計</b>	3,360,020	2,820,100	5,589,168	539,920	
<b>II 経常費用</b>					
<b>事業費</b>					
(1)人件費					
給与手当					
福利厚生費					
(2)その他経費	3,060,020	2,238,100	5,116,552	821,920	
印刷製本費	160,000	50,000	223,994		
器具什器	0	50,000	0		
研修費	100,000	100,000	254,881		
会議費	50,000	50,000	81,698		
諸謝金	350,000	400,000	411,000		
旅費交通費	1,900,000	800,000	2,697,211		
消耗品費	70,000	100,000	737,262		
支払手数料	5,000	5,000	7,490		
荷造運賃	20,000	20,000	37,293		
通信費	70,000	80,000	85,067		
広告宣伝費	300,000	100,000	416,000		
租税公課	500	8,000	200		
諸会費	5,000	20,000	5,353		
雑費	29,520	450,100	159,103		
<b>管理費</b>					
(1)人件費	300,000	582,000	243,800	△ 282,000	
給与手当	300,000	582,000	243,800		
法定福利費					
<b>経常費用計</b>	3,360,020	2,820,100	5,360,352	539,920	
<b>当期正味財産増減額</b>	0	0	228,816		
<b>前期繰越正味財産額</b>	383,549	154,733	154,733		
<b>次期繰越正味財産額</b>	383,549	154,733	383,549		

## 役員名簿

特定非営利活動法人 鍼灸地域支援ネット

平成30年7月21日現在

役職	氏名	住所又は居所
理事 (理事長)	日比 泰広	滋賀県甲賀市土山町野上野145
理事	浜野 浩一	東京都国分寺市戸倉二丁目7番地6
理事	嶺 聡一郎	狛江市緒方3-36-23 リバーサイド301
監事	中村 憲司	滋賀県甲賀市甲南町寺庄1046番地

平成30年7月1日より平成32年6月30日までを、特定費絵莉活動法人鍼灸地域支援ネットの役員任期とする

# 特定非営利活動法人 鍼灸地域支援ネット

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人鍼灸地域支援ネットという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県甲賀市水口町虫生野 1112-2 アクシス鍼灸院に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、鍼灸師が鍼灸業務を通じて地域社会に貢献することを目的とし、また、その情報交換と、相互支援、資質向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 鍼灸による地域支援を向上するための事業
- ② 鍼灸師の学術向上を目的とする事業
- ③ 地域社会のために鍼灸と他業種の連携を促進する事業
- ④ 地域支援をする鍼灸師への情報発信と交流のための事業
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を執行する。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為



又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は前条第2項3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

らない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関らず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したも

のに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	日比 泰広
理事	浜野 浩一
理事	嶺 聡一郎
監事	中村 憲司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる



額とする。

正会員入会金 2,000円

正会員会費（年間） 3,000円

賛助会員入会金 一口2,000円（一口以上）

賛助会員会費（年間） 一口3,000円（一口以上）